

全日本マーチングコンテスト実施規定

昭和62年10月23日

改定 平成3年3月3日 平成3年11月22日 平成6年3月12日 平成7年7月7日 平成9年5月30日
平成11年3月19日 平成12年7月12日 平成14年11月22日 平成16年3月19日 平成18年7月5日
平成25年3月19日 平成26年3月20日 平成27年3月20日 令和元年11月22日 令和3年5月6日
令和4年11月18日 令和5年6月29日 令和5年11月17日 令和6年9月12日

(総則)

第1条 本大会は、各支部連盟で開催される予選に於いて選出された団体が参加して、毎年11月に実施する。

第2条 理事会は、毎年3月末日までに、次年度の本大会について、実施会場など必要事項を決定する。

第3条 部門順序及び出演順序は、理事会で決定する。

第4条 選出母体となる支部連盟は次のとおりとする。

北海道吹奏楽連盟	東北吹奏楽連盟
東関東吹奏楽連盟	西関東吹奏楽連盟
東京都吹奏楽連盟	東海吹奏楽連盟
北陸吹奏楽連盟	関西吹奏楽連盟
中国吹奏楽連盟	四国吹奏楽連盟
九州吹奏楽連盟	

(実施部門・実施方法)

第5条 実施部門は次のとおりとする。なお、①・②は前半の部と後半の部に分け、それぞれ独立した大会として実施する。

- ① 中学生の部 ② 高等学校以上の部

(参加規定)

第6条 各部門の参加人員は80名以内とする。ただし、ドラムメジャーはこの人数に含まない。

2 指揮者は置いてもよい。

第7条 各部門の参加資格・参加形態は次のとおりとする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複し出場することは認めない。なお、年齢については問わない。

(1) 中学生の部

中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内、または同一団体内の小学生※¹の参加は認める。)

参加形態は以下のとおりとする。

- ① 単独校 従来どおりの参加形態。
② 合同バンド

部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない中学校が、校長の許可のもと編成する団体。

(③) 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生※¹、中学生※²で構成された団体。

(注) 部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

(2) 高等学校以上の部

<高等学校>

同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める。)

<大学>

同一の大学に在籍している学生(大学院生を含む)とする。

ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

<職場>

同一経営の会社・工場・事務所・官庁(それぞれグループ企業・団体も含む)などで経営者または組合などの認可を得て設立されている団体であって、その勤務先に勤務している者とする。

<一般>

当該団体の団員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

※¹ 小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

※² 中学生

学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

- 2 その他、第7条第1項(1)ー②、③に該当しない団体の参加については、第三事業部会でこれを検討し、理事会で参加の可否を決定する。

第8条 指導者並びに指揮者の資格については制限しないが、加盟団体の長が認めた者とする。

- 2 同一部門において指揮することができるのは1団体とする。

第9条 参加団体の人員および資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格とする場合がある。

(演奏・演技)

第10条 参加団体は任意の曲を演奏・演技して審査を受けるものとする。

第11条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器(擬音楽器を含む)とする。

- 2 電子楽器(エレキベースを含む)・ピアノ・チェレスター・ハープの使用は認めない。
3 歌声については、スキヤット・ハミング・歌詞を認める。

第12条 参加団体は別に定めた規定課題を行わなければならない。規定課題はその年度ごとに理事会で

決定し、発表する。

なお、規定課題を行わなかった場合、失格とする場合がある。

第13条 演奏曲は支部大会で演奏したものとする。

第14条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

(注) 1) 作曲者の死後およそ70年を経ていない大半の作品には、著作権が存在する。

2) 編曲の許諾は、日本音楽著作権協会ではなく、著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社など）が行っている。

第15条 出演時間は6分以内とする。出演時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。

第16条 出演時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

(審査・表彰)

第17条 審査員は理事会で選出し、これを理事長が委嘱する。審査員の人数は原則として7名とする。

2 審査方法は本大会審査内規による。

第18条 表彰は、部門ごと及び前半の部・後半の部ごとに、金賞・銀賞・銅賞のいずれかとする。

(支部代表)

第19条 本大会に各支部連盟より選出する団体数は、全国大会支部代表数の設定基準に基づいて、その年度ごとに理事会で定める。

2 各支部連盟は、本大会開催日の3週間前までに支部大会を実施し、代表団体を全日吹連に報告する。

(その他)

第20条 本大会の実施に当たって理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体をもつことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。

第21条 本大会実行委員は、その年度ごとに選出する。

第22条 その他、開催上の細目については、実行委員会が定める。

(附 則)

第23条 この規定は、理事会の決議により改定することができる。

2 この規定は、令和6年12月1日より施行する。

全日本マーチングコンテスト審査内規

昭和63年3月6日

改定 平成2年5月26日 平成6年3月12日 平成16年3月19日 平成18年11月17日 平成25年3月19日

平成25年7月5日 平成26年3月20日 平成27年3月20日 令和5年11月17日 令和6年3月19日

令和6年5月8日

第1条 この内規は、本大会実施規定第16条・17条に基づき、審査方法と賞の決定方法について定めるものである。

第2条 審査員は、部門ごと及び前半の部・後半の部ごとに、A・B・Cの3段階で評価する。

第3条 審査員は、部門ごと及び前半の部・後半の部ごとに、審査説明会で示されたA・B・Cの数を厳守し、審査を行う。

2 A・B・Cの数については、その年度ごとに理事会で定める。

第4条 賞の判定は以下による。

- ① 審査員の評価A・B・CをA=3、B=2、C=1の数値に置き換える。
- ② ①の数値を合計した得点の、満点に対する割合を百分率で算出する（小数第1位四捨五入）。
- ③ ②で求めた割合を次の基準（原則）に照らし、金賞、銀賞、銅賞とする。

80%以上 ・・・ 金賞

80%未満～60%以上 ・・・ 銀賞

60%未満 ・・・ 銅賞

※ 各賞の数については制限を設けない。

第5条 第4条に基づいて、理事長が賞を承認・決定する。

第6条 この内規は、理事会の決議により改定することができる。